

廃 対 第 5 6 0 2 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

排出事業者団体 各位

石川県生活環境部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出について（通知）

日頃より、本県廃棄物行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付者は、事業場ごとに、毎年 6 月 3 0 日までに、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までに交付した管理票の交付等の状況に関し、報告書（様式第 3 号）を作成し、石川県知事（金沢市内で発生する産業廃棄物は金沢市長）に提出する必要があります。

つきましては、平成 2 9 年度の当該報告書の提出について、業務ご多忙のおり恐縮ですが、貴下会員に対して、ご周知頂きますようお願いいたします。

なお、詳細については、別添パンフレット及び下記ホームページをご参照ください。

記

- ・ 石川県ホームページ（産業廃棄物管理票の交付等状況の報告）

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/manifest/koufujoukyou.html>

（事務担当）

石川県生活環境部廃棄物対策課
指導グループ

TEL：076-225-1474

FAX：076-225-1473

e-mail：gomi@pref.ishikawa.lg.jp